

正誤表

頁	該当箇所	誤	正
31～32 頁	34行目 (下から3行目)	市は一括委任又は一括下請負(再委託ともいう)を原則として禁止している。例外的に再委託を行う場合には、市に対してその旨を通知することが求められている。これは、受託者による他業者への丸投げの防止や業務遂行能力の無い業者が担当するリスクを低減するものである。再委託はあくまでも例外であるから、その承認手続は厳格に行われなければならない。	市は一括委任又は一括下請負を禁止している。これは、受託者による他業者への丸投げの防止や業務遂行能力の無い業者が担当するリスクを低減するものである。部分的な再委託は認められているが、これはあくまで例外であり、その承認手続は厳格に行われなければならない。
55頁	16行目	これらの費用分が二重で積算している。	これらの費用分が二重で積算している <u>疑いが考えられる</u>
101頁	3行目	「第2【2】3.(4)」に記載したとおり、市においては「市契約規則」第59条において、一括委任又は一括下請負(再委託ともい <u>う</u>)を原則として禁止している。しかし、 <u>当該再委託を行う場合には、請負者(契約業者)は、市長に対して下請負人(再委託業者)の名称、その他市長が必要と認める事項を</u> 書面により直ちに通知しなければならない(「市契約規則」第60条より)。	「第2【2】3.(4)」に記載したとおり、市においては「市契約規則」第59条において、一括委任又は一括下請負を禁止している。しかし、 <u>部分的な再委託を行う場合には、請負者(契約業者)は、市長に対して下請負人(再委託業者)の名称、その他市長が必要と認める事項を</u> 書面により直ちに通知しなければならない(「市契約規則」第60条より)。